

空き家になったらどうする？ 空き家管理・活用実践フロー

持ち家の 将来を考える

遺言書などで引き継いで
もらう人を決めておき、残
された家族が悩んだり争っ
たりしないように準備しま
しょう。

空き家を所有する ことになったら

倒壊、火災、不法侵入やご
みの不法投棄などの問題
が起こることがあります。
所有者には管理責任があ
り、対応が必要です。

空き家の使い 方を考える

使い方を決めるには、家財
の処分や相続の手続きな
どを知ることが必要です。

当面そのままに する

適切な管理を

当面はそのままにする場合でも、いずれは自分で
住む、貸す、売るときのために、適切に管理しまし
ょう。空き家は年月が経つほど状態が悪くなり、
資産価値が低くなります。早めに対応しましょう。

貸す、売る

有効に活用しましょう

不動産会社に相談したり、「空き家・空き地バンク」
に登録したりするなど活用を考え、リフォームも検
討しましょう。

取り壊す

壊すことも管理の一つです

古くて倒壊の危険性が高いものや、管理が難しい
ものは、取り壊しを検討ください。市の解体費の
補助や固定資産税の減免制度を活用ください。

空き家を所有しているかその予定がある人は、早めに三条市空き家相談窓口（三条市
環境課）☎34-5435に相談ください。

